

熊本市特定非営利活動促進法施行条例及び熊本市個人市民税の控除対象  
となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、  
手続等に関する条例の一部改正について

熊本市特定非営利活動促進法施行条例及び熊本市個人市民税の控除対象となる寄附  
金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一  
部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市特定非営利活動促進法施行条例及び熊本市個人市民税の控除対象となる  
寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関す  
る条例の一部を改正する条例

(熊本市特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第1条 熊本市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年条例第19号）の一部を  
次のように改正する。

第7条中「翌々事業年度」を「その作成の日から起算して5年が経過した日を含  
む事業年度」に改める。

第15条中「から第4項まで」を「及び第3項」に改める。

第17条中「法第54条第3項の助成金の支給を行った場合は支給を行った後遅  
滞なく、同条第4項の海外への送金又は金銭の持ち出しを行う場合はあらかじめ(災  
害に対する援助その他緊急を要する場合であらかじめ提出することが困難なときは、  
事後遅滞なく)」を「助成金の支給を行った後遅滞なく」に改める。

第19条（見出しを含む。）中「仮認定」を「特例認定」に改める。

第20条各号列記以外の部分及び第1号中「仮認定特定非営利活動法人」を「特  
例認定特定非営利活動法人」に改め、同条第2号中「仮認定」を「特例認定」に改

める。

第21条第1項第1号中「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、同項第2号中「及び」を「並びに」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、同項第3号中「第54条第5項」を「第54条第4項」に改める。

(熊本市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部改正)

第2条 熊本市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（平成27年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「翌々事業年度」を「その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度」に改め、同条第3項中「3年」を「5年」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第4項とする。

第13条第2項中「又は海外への送金若しくは金銭の持出しを行うとき」及び「又は第4項」を削る。

第14条中「若しくは第4項」を削り、「3年間」を「5年間」に改める。

第18条第2項第5号中「第12条第5項」を「第12条第4項」に改め、同項第6号中「又は第12条第2項から第4項まで」を「、第2項又は第3項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(事業報告書等に関する経過措置)

2 この条例による改正後の熊本市特定非営利活動促進法施行条例第7条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る事業報告書等については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の熊本市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例第12条第2項及び第3項並びに第14条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る書類につ

いて適用し、施行日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

(海外への送金又は金銭の持出しに係る書類に関する経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）による改正前の特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第44条第1項の認定又は同法第58条第1項の仮認定を受けている特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）による施行日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係るこの条例による改正前の熊本市特定非営利活動促進法施行条例第17条の書類の提出並びに当該認定特定非営利活動法人等の認定申請の添付書類又は助成金の支給の実績を記載した書類の作成並びに当該認定特定非営利活動法人等の事務所における当該書類の備置き及び閲覧については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際現に認定特定非営利活動法人等による施行日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係るこの条例による改正前の熊本市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例第12条第4項の書類の作成及び備置き、当該認定特定非営利活動法人等の事務所における当該書類の閲覧、当該書類の本市への提出、当該書類の本市における閲覧及び謄写並びに当該書類を閲覧させず、若しくは虚偽の書類を閲覧させ、又は備え置かず、若しくはこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をした場合における指定の取消しに係る手続については、なお従前の例による。

(提出理由)

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。